

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障害者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、障害者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松阪市長

公表日

令和4年2月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者福祉
②事務の概要	<p>1. 障害児通所給付費等の支給に関する事務(別表第一第8号) 児童福祉法による障害児通所支援のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費並びに特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費を支給する。 (具体的な事務) 資格要件確認、申請内容登録、通所支援サービス支給決定・利用者負担決定、通所受給者証の発行等</p> <p>2. 身体障害者手帳の交付に関する事務(別表第一第11号) 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の申請及び交付手続きを行う。 (具体的な事務) 申請受付及び県への送達、身体障害者手帳の交付、手帳情報の管理、再認定時期の通知、手帳の返還処理、県への手帳所持者数の報告</p> <p>3. 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務(別表第一第12号) 身体障害者福祉法に基づき、身体障害者の状況を調査し、やむを得ない事由があるときは、障害福祉サービス提供の措置を実施する。</p> <p>4. 精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務(別表第一第14号) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の申請及び交付手続きを行う。</p> <p>5. 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務(別表第一第34号) 知的障害者福祉法に基づき、身体障害者の状況を調査し、やむを得ない事由があるときは、障害福祉サービス提供の措置を実施する。</p> <p>6. 特別児童扶養手当の支給に関する事務(別表第一第46号) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく20歳未満の障害のある児童を養育している父母等に支給する特別児童扶養手当の申請手続き等を行う。 (具体的な事務) 資格要件確認、支給申請内容登録、支給決定事項登録</p> <p>7. 障害児福祉手当、特別障害者手当等の支給に関する事務(別表第一第47号) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律又は国民年金等の一部を改正する法律に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の支給に関する事務を行う。</p> <p>8. 障害者総合支援法に関する事務(別表第一第84号) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務を行う。 (具体的な事務) 自立支援給付の支給、自立支援医療費の支給、地域生活支援事業の支給、補装具費の支給、国民健康保険団体連合会に委託する障害者総合支援給付支払業務等を行う。</p>
③システムの名称	障害者福祉システム、中間サーバー、宛名管理システム、統合宛名システム、伝送通信ソフト(国保連)
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者管理ファイル、総合支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の8、11、12、14、34、46、47、84の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(別表第一省令) (平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: center;">[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童福祉法による障害児通所支援に関する情報」が含まれる項(16、56の2、116の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(16、26、87、116の項) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」が含まれる項(57の項) ・第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」が含まれる項(109の項) ・別表第二省令第12条、第19条、第30条、第31条、第44条 <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務」が含まれる項(10の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特別障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務」が含まれる項(11の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務」が含まれる項(12の項) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項(16の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項(20の項) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務」が含まれる項(53の項) ・第一欄(情報照会者)が「厚生労働大臣または都道府県知事」のうち、第二欄(事務)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務」が含まれる項(66の項) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第二欄(事務)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一号の福祉手当の支給に関する事務」が含まれる項(67の項) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第二欄(事務)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当の支給に関する事務」が含まれる項(68の項) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第二欄(事務)に「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の支給に関する事務」が含まれる項(69の項) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第二欄(事務)に「昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一号の福祉手当の支給に関する事務」が含まれる項(85の項) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(108の項) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務」が含まれる項(109の項) ・第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務」が含まれる項(110の項) ・別表第二省令第9条、第10条、第12条、第14条、第27条、第38条、第55条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松阪市福祉事務所障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	松阪市総務部総務課文書・情報公開係 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 E-mail sou.div@city.matsusaka.mie.jp
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	松阪市福祉事務所障がい福祉課 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4059 FAX 0598-26-9113 E-mail shogai@city.matsusaka.mie.jp
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

